

観音寺市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除の申請要件について

適用対象資産	【家屋】 建物およびその付属設備 【償却資産】 構築物 【土地】 取得日の翌日から1年以内に建設の着手があった当該家屋・構築物の敷地部分	地域経済牽引事業計画の承認後に取得した資産が対象
課税免除の期間	新たに固定資産税が課されることになった年度から3か年度	年度ごとに申請
特別措置の内容	適用対象に課される固定資産税の全額免除	
期限	令和10年3月31日まで	

減免要件に該当しているか確認してください。

減免対象	要件	チェック欄
土 地	地域経済牽引事業計画の承認(県)後に土地を取得し、取得日の翌日から1年以内に建設の着手があった。	☐
家 屋 構築物	地域経済牽引事業計画の承認(県)後に建設を開始している。	☐
	地域経済牽引事業計画の確認書の交付(国)後に家屋・構築物を取得又は引き渡しを受けた。	☐
土 地 家 屋 構築物	『地域経済牽引事業計画の承認申請書』内の「(1)地域経済牽引事業を行うにあたって活用する地域の特性及びその活用戦略」の用に直接供するものであること。	☐
	取得価額の合計額が1億円を超えるものであること。	☐
	農林漁業及びその関連業種に係るもの※は、5千万円を超えるものであること。 ※製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業 ※卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業	

要件に該当している場合は「固定資産税課税免除申請書」に次の書類を添えて提出してください。

提出書類一覧		チェック欄	
		法人	個人
1	履歴事項全部証明書	☐	☐
	【家屋・土地】不動産登記事項証明書	☐	☐
2	家屋の配置図・平面図（寸法表示のあるもの）	☐	☐
	償却資産の配置図（赤字で示したもの）	☐	☐
3・4	【家屋】建築請負契約書の写し	☐	☐
	【土地】売買契約書の写し	☐	☐
5・6	事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無を明らかにする書類 ●法人…法人税法施行規則別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」及び「特別償却限度額の計算に関する付表(5)」の写し ●個人…「地域経済牽引事業の促進区内における特定事業用機械等の特別償却に関する明細書」の写し	☐	☐
7	承認地域経済牽引事業の申請、承認、及び確認を受けたことを証する書類の写し	☐	☐
8	当該事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類 ※承認地域経済牽引事業の申請書内に記載があれば提出不要	☐	☐
	生産工程表(生産過程を矢印で示し、該当償却資産がどこで使われているか示したもの)	☐	☐

〇2年目からは申請書のみ提出してください。(1月31日まで)